

鹿嶋市における日影規制に関する一覧表

	(1)対象区域		(2)対象となる建築物	(3)日影測定水平面の高さ(平均地盤面からの高さ)	(4)規制される日影時間	
	用途地域	区域分け			敷地境界から5mを超える10m以内	敷地境界から10mを超える
県条例で指定	第一種低層住居専用	なし	軒高7mを超える又は地上3階以上	1.5m	3時間以上	2時間以上
	第二種低層住居専用					
	第一種中高層住居専用	なし			4時間以上	2.5時間以上
	第二種中高層住居専用					
	第一種住居 第二種住居 準住居 近隣商業(容積率200%) 準工業	なし	高さ10mを超える	4m	5時間以上	3時間以上
市条例	用途地域の指定のない区域	地区整備計画住宅地区	軒高7mを超える又は地上3階以上	1.5m	4時間以上	2.5時間以上
		地区整備計画地域商業地区	高さ10mを超える	4m	5時間以上	3時間以上